目

次

示

第二千二百十八号

平成二十四年

日 第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

曜

四月五日

木 山梨県告示第百四十一号

所において、この告示の日から平成二十四年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十四年四月五日

山梨県知事 横 内 正

明

道路の種類 県道

路 線名 栃代常葉線

Ξ 道路の区域

特定非営利活動法人の設立の認証申請....... 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定.....二二五

区間	の旧別新	(メートル)敷地の幅員	(メートル) 長
先から南巨摩郡身延町常葉字東畑一三一四番乙地	旧	八 三 う う	一〇九・〇
一地による。南巨摩郡身延町常葉字島ノ前六一一六番の			
から南巨摩郡身延町常葉字東畑一三一四番地先		三・七五~	五 〇 〇
先まで 南巨摩郡身延町常葉字奥田八一五番の一地			
先から南巨摩郡身延町常葉字東畑一三一四番乙地	新	八 三 了 · ○	一〇九・〇
二地先まで 南巨摩郡身延町常葉字島ノ前六一一六番の			

平成二十二年三月八日付第二千二十四号中..... 平成二十三年三月二十四日付第二千百二十一号中...... 平成二十三年三月七日付第二千百十七号中...... 平成二十一年九月七日付第千九百七十九号中...... 平成十九年三月二十九日付第千七百四十八号中...... 平成十九年三月十九日付第千七百四十五号中...... 甲府都市計画道路事業の施行について (二件)

告 示

山梨県告示第百四十号

なければならない区域を次のとおり指定する。 害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をし 土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

平成二十四年四月五日

山梨県知事 正 明

一 指定する区域 中央市一町畑字芝原八八四番三、九〇三番、 一、九一二番一、九一二番三、一〇〇四番一及び一〇〇四番二の各一部 九〇六番一、 九〇八番

土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び

Щ

梨 県

公

報

第二千二百十八号

平成二十四年四月五日

山梨県告示第百四十一

備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県峡東建設事務所に

平成二十四年四月五日